

※ 訂正箇所には**公印での訂正印が必要**です。

※ 高等課程の方は使用できませんので、**様式7**を確認のうえ、提出してください。

専修学校 卒業(見込)証明書

本人記入不可 (裏面の<記入例>を必ず参照のうえ、証明者が記入し、作成してください。)

氏 名	
生 年 月 日	(昭和)・(平成) 年 月 日
学 校 名	※大学卒業・短期大学卒業(見込)者・高等学校卒業者は学校所定の証明書を提出してください。(本様式不可)
専門課程の名称 ・ 学科(コース名)	<div style="text-align: right;"> <input type="text" value="学 科"/> <input type="text" value="コ ー ス"/> </div> 専門課程 ※学校教育法第124条及び第125条 ^{注意1} に準拠する課程の名称を記入してください。 ※高等課程の方は 様式7 を提出してください。 ※一般課程は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。
修 業 年 限	年 ※2年以上必須 2年未満は 受験資格に該当しません ので本証明書は発行しないでください。
所 在 地	
電 話 番 号 証明書作成者の連絡先	
卒 業 (見 込) 年 月 日	<div style="text-align: right;"> 注意2 (昭和)・(平成)・(令和) 年 月 日 (卒業) / (卒業見込) </div>

上記のとおり、学校教育法第124条及び第125条^{注意1}に基づく専修学校の修業年限2年以上の専門課程を(卒業した者)・(卒業見込)^{注意2}であることを証明する。

※いずれかを○で囲んでください。

令和 年 月 日

学 校 名(証明施設) _____

学 校 長(証明者) _____

公印

※個人印不可

注意1 学校教育法抜粋

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

(第1号省略)2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。(第2項、第4項 省略)

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

注意2 令和6年度中(令和7年3月まで)に卒業できなかった場合、合格(一部科目合格)は無効になります。

ご不明な点があれば証明書発行者から神奈川県次世代育成課にお問い合わせください。(裏面参照)

<記入例>

- ・専門課程の名称は必ず記入してください。
- ・コース（学科名）が無い場合は、空欄で結構です。

氏名	保育 恵
生年月日	昭和 平成 61年 3月 9日
学校名	学校法人△△学園 ○○専門学校 <small>※大学卒業者・短期大学卒業(見込)者・高等学校卒業者は学校所定の証明書を提出してください。(本様式不可)</small>
専門課程の名称 ・ 学科(コース名)	服飾 専門課程 デザイン 学科 コース <small>※学校教育法第124条及び第125条^{注意1}に準拠する課程の名称を記入してください。 ※高等課程の方は 様式7 を提出してください。 ※一般課程は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。</small>
修業年限	2年 ※2年以上必須 2年未満は受験資格に該当しませんので本証明書は発行しないでください。
所在地	神奈川県○○市□□町1番地
電話番号 <small>証明書作成者の連絡先</small>	045-△△△-□□□□
卒業(見込) 年月日	昭和 平成 令和 17年 3月 31日 卒業 / 卒業見込

上記のとおり、学校教育法第124条及び第125条^{注意1}に基づく専修学校の修業年限2年以上の専門課程を 卒業した者、卒業見込^{注意2}であることを証明する。

令和○○年 △月 □日

学校名(証明施設) 学校法人△△学園○○専門学校

統廃合等により学校名が変わっている場合は、余白にその旨を記入してください。

学校長(証明者) 保育士 太郎

公印

※個人印不可

公印を必ず押してください。

お問合せ先

神奈川県次世代育成課

電話 (045)285-0341/FAX (045)210-8956
(祝日を除く月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで)